

さ情審査答申第176号
令和元年9月30日

さいたま市農業委員会
会長 若谷 茂夫 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成31年4月4日付けで貴委員会から受けた、「岩槻区の特定農地（5筆）の維持管理について・指導書・催告書・警告書」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成31年1月10日付け農委振第1729号により、さいたま市農業委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 個人の権利、利益の侵害とのことについて納得しかねます。
- (2) 当該農地は、登記上の地目は農地であるが、現況は原野であり、雑草雑木に覆われ耕作不可能な状態であり、耕作可能な状態にするためには、かなりの努力と資金が必要と思われる。
- (3) 行政指導の有無を知りたい為審査をお願いしたく請求します。
行政は農地としての管理指導を行ってきたのかについて確認したい。
過去における指導内容を開示していただきたい。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人より、「岩槻区の特定農地（5筆）の管理について 指導書、催告書、警告書」について、行政情報開示請求書が提出された。

当該開示請求については、当該行政情報の存否を回答するだけで、特定の所在地について指導の有無を開示することになり、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第10条に該当するとして、行政情報不開示決定（存否応答拒否）を行ったものである。

- 2 今回の開示請求は、遊休農地に対して、農地の維持管理ができないことについての指導歴という内容なので、農地の維持管理を所管している農業振興課が担当になっている。農業振興課が行っている農地の維持管理業務についてであるが、農地の維持管理に対する指導は、まず土地全筆の調査を行い、問題がある農地については、再度調査を行い、遊休農地として認められた場合は、農地の維持管理についての通知を出している。

具体的には、まず維持管理通知を出す。この通知は、実施機関が全筆調査を行った際に一括で出すというのが主であるが、近隣住民からの通報により、現地調査を行い、通知を出すこともある。維持管理通知で一定の期限を設け、そこまでに草刈りなどをしてくださいというお願いをし、その結果返答がないものについては、今後の方針についての意向調査を行うという形になる。

- 3 審査請求人の「個人の権利、利益の侵害とのかかることについて納得しかねます。」との主張について

特定の農地における地権者に対する指導等の行政情報については、記載された内容が個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

また、当該行政情報は、条例第10条「開示請求に対して、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」の規定に該当するため、本件開示請求に対して存否応答拒否による行政情報不開示決定を行ったことは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

実施機関は、岩槻区の特定農地5筆の農地維持管理についての指導書、催

告書、警告書の開示請求に対し、当該行政情報の存否を回答するだけで、特定の所在地について指導の有無を開示することになり、個人の権利利益を侵害するため条例第10条に該当するとして存否応答拒否の不開示処分を行った。

審査請求人は、個人の権利、利益の侵害との事について納得できかねる、として本件処分の取消しと対象行政情報の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関は、本件行政情報開示請求に対し、条例第10条に該当するとして不開示決定をしているので、条例第10条の該当性について以下検討する。

- (1) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

本条は、実施機関が開示請求のあった行政情報について、当該行政情報がある又はないと答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

- (2) 開示請求されている指導書、催告書、警告書について

遊休農地や耕作放棄地に対する農業振興課の指導としては、維持管理通知を出して（さいたま市農業委員会農地利用状況調査等実施要領第7条）一定期限までに草刈りなどしてくださいというお願いをする、ということであるから、審査請求人の主張する「指導書」は、この維持管理通知書のことと思料される。

そして、この維持管理通知に対し返答がないものについては、今後の方針についての意向調査を行うということであるから、審査請求人の主張する「催告書」は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第32条に基づく利用意向調査書のことであると思料される。

なお、法第36条第1項は、利用意向調査を行っても農地の所有者等からその農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がない場合等には、当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする、と規定しているので、審査請求人の主張する「警告書」は、当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告する書面のことであると思料される。

上記のことから、審査請求人が開示請求している指導書、催告書、警

告書は、当該土地に関する土地所有者に対する行政指導等の来歴に関する個人情報であると認められる。

- (3) 以上のとおり、本件対象行政情報は、審査請求人以外の第三者である当該土地所有者の土地に関する行政指導等の来歴に関する個人情報であるから、この情報を開示するという事は、その個人情報を当該土地所有者以外の第三者に知らしめるということになる。

すなわち、本件対象行政情報は、個人に関する情報であり、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、不開示情報（条例第7条第2号）に該当する。

したがって、本件開示請求に対し、本件対象行政情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報である当該農地に対する指導等の有無を答えるのと同様の結果を生じることになるため、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものと認められる。条例第10条に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年4月4日	諮問の受理（諮問第535号）
②	同年4月18日	審議
③	令和元年6月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同年7月18日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同年9月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)